

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	国保総合システム	
行政機関等の名称	大阪市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉局生活福祉部保険年金課（保険・給付グループ）、阿倍野区役所窓口サービス課（保険年金・保険管理）、旭区役所窓口サービス課（保険年金）、港区役所窓口サービス課（保険年金）、住吉区役所保険年金課、住之江区役所窓口サービス課（保険年金・保険管理）、城東区役所窓口サービス課（保険年金）、生野区役所窓口サービス課（保険年金）、西区役所窓口サービス課（保険年金）、西成区役所保険年金担当、大正区役所窓口サービス課保険年金グループ、西淀川区役所窓口サービス課（保険年金）、中央区役所窓口サービス課（保険年金）、鶴見区役所窓口サービス課（保険年金）、天王寺区役所窓口サービス課（保険年金）、都島区役所窓口サービス課（保険年金）、東住吉区役所窓口サービス課（保険年金担当）、東成区役所窓口サービス課（保険年金）、東淀川区役所窓口サービス課（保険年金）、福島区役所窓口サービス課（保険年金）、平野区役所保険年金課、北区役所保険年金課、淀川区役所窓口サービス課（保険年金）、浪速区役所窓口サービス課（保険年金）、此花区役所窓口サービス課（保険年金）	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険制度における被保険者の資格及び給付事務に利用する	
記録項目	1 被保険者記号・番号、2 保険者番号、3 氏名、4 性別、5 生年月日、6 年齢、7 診療情報、8 高額療養費情報、9 高額介護合算療養費情報、10 差額通知情報 等	
記録範囲	大阪市国民健康保険の被保険者	
記録情報の収集方法	国民健康保険法等の法令に基づき保険医療機関・調剤薬局が国民健康保険団体連合会宛て請求を行った診療（調剤）報酬請求書のデータにより収集 国保情報集約システムからの連携により資格・所得情報を収集 医療保険者等向け中間サーバからの連携により資格情報を収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総務局行政部行政課（情報公開グループ） (所在地) 〒530－8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番20号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 総務局行政部行政課（情報公開グループ） (所在地) 〒530－8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番20号	
行政機関等匿名加工情報の概要	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備 考	－	